

新生ふくしま復興推進本部(仮称)について

I 組織改正の趣旨

総合計画・復興計画の改定、福島特措法の改正、福島復興再生総局の発足など国の復興体制の強化等に対応し、全庁一体となり復興・再生を推進する体制を整備。スピード感を持って、確実に“ふくしま”の新生を図る。なお、総合計画等の改定に伴い、名称を「福島県復旧・復興本部」から『新生ふくしま復興推進本部(仮称)』に改正する(平成25年度から)。

II 組織改正の骨子

1 総合調整機能の強化

- (1) 部局横断的な課題や所管業務が定まっていない新たな課題に対する調整権を事務局長に付与し、事務局の権限を強化
- (2) 事務局総括班に、福島復興再生総局が所管する主要な業務等(避難地域市町村の帰還支援等、除染、避難者支援、市町村支援)を担当する次長相当職を構成員として加えることにより、国との窓口を一元化し、総合調整機能を強化
- (3) 事務局に『復興推進室員会議』及び『復興推進担当主任会議』を新設し、事務局各班における情報共有や事業調整、新たな課題への対応を検討

2 国、市町村対応窓口の一元化

- (1) 国の総合窓口は、事務局総括班に一元化する。
- (2) 市町村の復興支援窓口は、事務局総括班に明確化する。

3 当本部における復興・再生に係る取組の一元管理

- (1) 復興・再生の取組に対する年度目標を設定し、進行管理を行う。
- (2) 総合計画、復興計画及び福島復興再生特別措置法に基づく計画を一体的に推進する。
- (3) 予算の適切な執行管理を行う。

新生ふくしま復興推進本部(仮称)組織体制図

